

## 第90課 株式会社—株式会社の解散・清算

最後に、株式会社が終わりを迎える、つまり消滅するときのことについて簡単に見ておこう。株式会社の**解散・清算**という問題である。

株式会社も会社であり、法人であるから、商法第94条などの会社の解散に関する規定や民法第68条などの法人の解散に関する規定が適用されそうにも思えるが、そうではなく、株式会社については、商法第404条以下の規定で全て処理される。つまり、商法第404条以下の規定は、株式会社についての特別法として商法第94条等の個別の規定を特に引用している場合を除いて、一般法である商法第94条以下あるいは民法第68条以下の規定は一般的に排除していると考えて良い。

さて、株式会社は、①定款に定められた**解散事由**が生じた場合、②会社が他の会社に**合併**される場合、③**破産**した場合、④裁判所の**解散命令**もしくは**解散判決**があった場合（商法第404条第1号、第406条の2）、⑤**休眠会社**となった場合（商法第406条の3）のほか⑥株主総会で解散する旨の決議があった場合に「解散」する。解散すると、そのことは株主への通知（商法第407条）及び解散の登記（商法第416条第1項、第96条）によって公示される。

しかし、「解散」したからといっていきなり法人としての株式会社がなくなるわけではない。残った財産や債権債務関係の整理をしなければならないからである。この手続きを「清算」という。清算が全部終わるまでは、株式会社は、清算に必要な範囲内で法人格を持ち続け、清算が終わると「清算結了登記」（商法第480条第1項、第134条）が行われて初めて株式会社は消滅するのである。ただし、上記の解散事由のうち、③破産によって解散した場合には、商法の規定による清算ではなく、「破産法」の定める破産手続の中で清算が行われる。また、上記④の「合併」の場合には、新会社に債権債務が引き継がれるので、清算の必要はない。

なお、会社に債務超過の疑いがある場合や、清算に著しい支障があるような状況があるときには「特別清算」という、裁判所の監督の下での手続が取られることもある（商法第431条以下）。

解散した後、清算手続中の会社では、取締役はその地位を失い、その取締役が原則として「清算人」になるが、株主総会や監査役はそのまま清算が終わるまで存続する。清算人は、会社がその時に行っている事業活動や取引関係を終了させ（「現務結了」という）、会社の債権を取立て、債務を弁済し、その上で財産が残れば、これを金銭に換えて株主に分配する。この間、清算には会社の代表者となる。清算人は、このような仕事を終わらせた後、その状況を決算報告書にまとめ、株主総会に提出してその承認を受ける。そして、承認後、必要書類を揃え、法務局で清算結了登記の手続をする。

## 1 重要語句

### a 解散

「解散」という言葉は日常用語としても広く使われる言葉であるが、商法上は、会社が現在の業務をやめ、後始末の手続に入ることだと考えておけばよい。

### b 清算

「清算」を「精算」と書かないように注意。要するに財産、債務関係の整理のことである。取立てるべきものを取立て、支払うべきものを支払い、財産を全てお金に換え、分配するということである。

### c 解散事由

「こういう事情が発生したらこの会社は解散する」ということを定款で定めることができ、その事情が発生したら会社は解散する。しかし、普通の会社で解散事由を定める例はあまり多くない。

### d 合併

ある会社が他の会社と一緒に一つ法人になってしまうこと。2つの会社が新たな別の会社を作るのを「新設合併」、一方の会社が他方の会社を取り込んでしまうやり方を「吸収合併」という。株式会社の合併については、商法第408条以下に規定がある。

### e 破産

債務超過に陥って、満足な債務の支払いができなくなってしまった自然人又は法人について裁判所が介入し、財産の整理と公平な債務の弁済を行うための特別な手続きのこと。「破産法」という法律が詳しい手続きを定めている。

### f 解散命令・解散判決

解散命令とは、不法目的のために会社が設立された場合、設立後、正当な理由もなく営業をしない場合、あるいは、取締役が権限の濫用や罰則のある好意を繰り返している場合などに、裁判所が解散を命じる制度である。

解散判決とは、株主の正当な利益を保護するためには会社を解散するしかないような場合に、少数株主の請求で裁判所が会社を解散する判決をする制度である。

### g 休眠会社

登記簿上は存在するけれども、何も営業をしていない、あるいは実体がないというような会社は意外に多い。これを「休眠会社」という。このような会社を存続させておいても意味がない上、違法な行為に利用されたりする弊害があるので、商法は、5年間一度も登記に変動がない会社について、営業を廃止していない旨の届け出を出すように促し、応答がない場合に解散したものとみなすことにしている（商法第406条の3）。